

「130万円の壁への対応」に関するよくある問い合わせ

対象について

質問	回答
どういう方が対象になりますか？	特定の事業主と雇用関係がある給与収入の方が対象となります。一時的な増収により年収130万円以上となった証明書を事業主から取得する必要があります。
フリーランスや自営業者は対象になりますか？	特定の事業主と雇用関係がない、フリーランスや自営業の方は対象外となります。
4月から契約内容の変更で、月額108,334円以上の収入となり、年間130万円以上の収入になりそうです。事業主から証明書をもらえば、扶養認定は継続されますか？	元の契約や労働条件が年収130万円以上(月額108,334円以上)となる条件に変更された場合は、条件が適用となった日から被扶養者の資格を喪失します。事業主の証明書が提出されても、扶養継続の対象となりません。
アルバイトをしている学生でも対象になりますか？	学生であっても、一時的な増収であることを事業主が証明すれば対象になります。
130万円の壁がなくなるなら、どれだけ働いても被扶養者でいられるということですか？	元々は130万円未満になるようにお勤めされているのに、勤務先の人手不足等が理由で臨時で就業されていることが前提となっています。そのため、提出された事業主の証明書の内容により、常識を逸脱しない範囲で一時的な増収と認められるかを健保組合で確認し、被扶養者の資格継続を判断します。
この対応は、今年から2年間が対象となるのですか？	現在のところ、連続する2年間までの各年において、年収が130万円以上になっても、事業主の証明書を提出していただき、証明書の内容から、一時的な増収であることを健保組合で確認でき、他の扶養要件も満たしていましたら、被扶養者の資格が引き続き認められます。
税の扶養控除の対象外となりましたが、健康保険の扶養もはずれますか？	税制上は扶養控除の対象外となっても、健康保険の被扶養者とは取扱いが違います。この取扱いは、健康保険(国民年金第3号被保険者)にかかるものですので、健康保険では、毎年行われている被扶養者資格確認調査にて引き続き被扶養者の資格があるか確認を行います。
満60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がいがある家族は、年収180万円以上が対象となりますか？	年収130万円を180万円に読み替えます。

事業主の証明書について

勤務先から取得する証明書はどのような様式でもいいですか？	厚労省のHPにある事業主証明書様式を使用してください。 厚労省HP「年収の壁・支援強化パッケージ」： https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html 「130万円の壁への対応」－「事業主証明様式」
証明書はいつ提出すればいいですか？	現在、健康保険の被扶養者である方は、その年の収入が130万円以上とわかり、年収が決定した後に、①事業主からの証明書②雇用契約書③その年の源泉徴収票(複数の事業所で就業している場合、すべての事業所分)を健保組合にご提出ください。健保組合にて扶養継続が可能か判断します。これから扶養申請をされる方は、申請の際、一時的な増収があることがすでに分かっている場合は、扶養認定申請に必要な書類と一緒に、証明書を提出してください。
複数の事業所で働いていますが、どちらの事業所で証明書をもらえばいいですか？	複数の事業所のうち、年収130万円以上となった要因である事業所から証明書を取得してください。もし、要因となった事業所が複数ある場合は、それぞれから証明書を取得してください。